

櫻護謨株式会社定款

第 1 章 総 則

(商号)

- 第 1 条 当社は櫻護謨株式会社と称する。
英文ではSAKURA RUBBER CO., LTD. と表示する。

(目的)

- 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. ゴム製品の製造、加工および販売
 2. 各種ベルトの製造および販売
 3. 合成樹脂の製造、加工および販売
 4. 消防機器の製造および販売
 5. 消防、救助用車両等の製造及び販売
 6. 航空機部品の製造および販売
 7. 油圧機器部品の製造および販売
 8. 自動車部品の製造および販売
 9. レジャー用品の製造および販売
 10. 損害保険代理業務
 11. 不動産の売買、賃貸ならびに管理
 12. 食品製造加工装置の設計、施工、販売ならびに配管工事の設計、施工および管継手、バルブ、その他配管用品およびこれらの組立品の販売
 13. 建設用、建築用化学繊維製品、合成繊維製品の製造、加工および販売
 14. 塗装剤および防水・防蝕剤の販売ならびに塗装および防水・防蝕の施工請負
 15. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

- 第 3 条 当社は本店を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

- 第 4 条 当社の公告は電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は 180 万株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の定めにより、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- ② 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ③ 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第 9 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱は法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 10 条 ① 当社は株式につき株主名簿管理人を置く。
② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し公告する。

(基準日)

第 11 条 ① 当社は毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
② 前項に係らず、基準日後定時株主総会までに発行または処分された株式を取得した者に対して議決権を付与することができる。
③ 第 1 項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿または記録された株主または登録株式

質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 1 2 条 定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要あるごとにこれを招集する。

(議長)

第 1 3 条 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 1 4 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 1 5 条 ① 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを決定する。
- ② 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その決議の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 1 6 条 株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は総会ごとに委任状を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第 1 7 条 株主総会の議事はその経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名して、会社に保存する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当社は取締役会を置く。

(取締役の数)

第 19 条 当社に取締役 18 名以内を置く。

(取締役の選任)

- 第 20 条
- ① 取締役は株主総会で選任する。
 - ② 前項の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - ③ 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 21 条
- ① 取締役の任期は、選任後 1 年内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結のときまでとする。
 - ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の権限)

第 22 条 取締役は取締役会を組織し、法令または定款に定めた事項のほか、業務執行に関する重要事項を決議する。

(取締役会の招集)

第 23 条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き取締役社長これを招集しその議長となる。

招集にあたっては、会日の 3 日前に各取締役および監査役に対しその通知を發する。

ただし緊急の必要ある場合は、これを短縮することができる。

(取締役会の決議)

第 24 条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを決定する。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(代表取締役)

第26条 会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって選定する。

(役付取締役)

第27条 取締役会はその決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(相談役および顧問)

第28条 取締役会はその決議をもって、相談役および顧問を委嘱することができる。

(取締役の報酬等)

第29条 ① 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
② 前項の報酬には取締役が従業員を兼ねる場合に受ける従業員給与は含まない。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関するその他の事項は、取締役会が別に定める取締役会規則による。

(取締役会の議事録)

第31条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名して、会社に保存する。

(取締役の責任免除)

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 33 条 当社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の数)

第 34 条 当社に監査役 4 名以内を置く。

(監査役の選任)

第 35 条 ① 監査役は株主総会で選任する。

② 前項の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 36 条 ① 監査役の任期は、選任後 4 年内の最終の事業年度に関する定時株主総会終結のときまでとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第 37 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の権限)

第 38 条 ① 監査役の全員で監査役会を組織し、法令または定款に定めた事項のほか、職務執行に関する重要事項を決議する。

② 前項の決議は、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

(監査役会の招集)

第 39 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前に各監査役に対しその通知を発する。ただし緊急の必要ある場合は、これを短縮することができる。

(監査役会の決議)

第 40 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役の報酬等)

第 41 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会規則)

第42条 監査役会に関するその他の事項は、監査役会が別に定める監査役会規則による。

(監査役会の議事録)

第43条 監査役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名して、会社に保存する。

(監査役の責任免除)

第44条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第45条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第46条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第47条 ① 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。
- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第48条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第49条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第50条 当会社の剰余金の配当は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第51条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の分配（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第52条 剰余金の配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
ただし剰余金の配当金および中間配当金には利息をつけない。

(附則)

1. 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和54年8月30日改正

昭和57年8月30日改正

昭和61年8月29日改正

平成3年6月27日改正

平成5年6月29日改正

平成6年6月29日改正

平成8年6月27日改正

平成14年6月27日改正

平成15年6月27日改正

平成16年6月29日改正

平成18年6月29日改正

平成 21 年 6 月 26 日改正

平成 22 年 6 月 29 日改正

平成 27 年 6 月 26 日改正

平成 29 年 6 月 29 日改正

平成 30 年 10 月 1 日改正

令和 4 年 6 月 29 日改正